

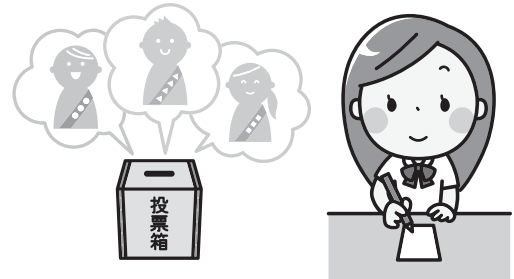
## 第26回参議院議員通常選挙の選挙期日をお知らせします

令和4年7月25日は参議院議員の任期満了日です。任期満了に伴う当該選挙につきましては、通常国会が延期されない限り、公職選挙法の規定により、常陸大宮市議会議員一般選挙と同日の7月10日(日)に執行が見込まれています。

7月10日(日)に参議院議員通常選挙が執行される場合は、次の日程が想定されますので、お知らせします。

### ○選挙日程

公示日 6月22日(水)  
投票日 7月10日(日)  
投票時間 7:00~18:00  
投票場所 市内42投票所



### ○期日前投票

投票期間 【常陸大宮市役所】 6月23日(木)~7月9日(土)  
【各地域センター】 7月 2日(土)~7月9日(土)  
投票時間 8:30~20:00

※今回の選挙から、各地域センター(支所)の期日前投票期間が異なりますので、ご注意ください。

**問 本庁** 常陸大宮市選挙管理委員会(総務課内) ☎52-1111 内線321・322 FAX 53-6010

## 期日前投票所への移動を支援します

市では、今年度に執行予定の選挙の期日前投票所への交通手段が確保できない方を対象に、「期日前投票用タクシー券」を交付します。

### ■乗合タクシー利用方法

常陸大宮市社会福祉協議会が運行している乗合タクシーを利用して期日前投票をする場合に、利用者負担額の300円を市が負担します。

①社会福祉協議会での事前登録をしてください。  
(登録には時間がかかる場合がありますので、余裕をもってお申し込みください)

**社会福祉協議会：53-1125**

②登録後、投票予定日の5日前までに選挙管理委員会に電話でお申し込みください。「期日前投票用タクシー券」を郵送します。

③乗合タクシー予約センターに連絡し、タクシーの予約をしてください。※往路と復路それぞれを予約する必要がありますのでご注意ください。

**乗合タクシー予約センター：54-3210**

④乗合タクシー乗車の際に運転手へ「期日前投票用タクシー券」を渡してください。

### ■契約タクシー利用方法

市が契約したタクシー会社を利用して期日前投票をする場合に、タクシー利用料金を市が全額負担します。

○対象者 期日前投票所までの移動が困難な方

○利用方法 投票予定日の5日前までに選挙管理委員会に電話でお申し込みください。「期日前投票用タクシー券」を郵送しますので、利用可能タクシー会社へ予約し、タクシー利用時に「期日前投票用タクシー券」を渡してください。  
※自宅から期日前投票所までの往復の利用に限ります。

### ○利用できるタクシー会社

事業者名	連絡先
有限会社大宮タクシー	52-0056
新星タクシー大宮営業所	52-2135
山方ハイヤー有限会社	57-2404
御前山タクシー	55-2010

**問 本庁** 常陸大宮市選挙管理委員会(総務課内) ☎52-1111 内線321 FAX 53-6010